	3　作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学・植物生理学、経済学、農業資源経済学（基礎）、農業資源経済学（応用）、農業経営学、食料政策・農業政策・農業関係法律、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学・家畜栄養学・飼料学・家畜管理学、畜産一般、水産経済学・水産経営学、漁政、漁業学・水産資源学、水産海洋学・水産環境保全、水産生物学・増養殖学、水産化学・水産利用学及び水産一般のうち、受験者の選択する５科目
農業農村工学	次の１及び２に掲げる科目 1　農業農村工学に関する基礎 2　設計・施工、農業水利学、土地改良、農村計画学・公共経済学、農村環境整備、機械基礎工学、生物生産機械工学、食料機械工学・生物生産施設工学及び環境調節工学のうち、受験者の選択する３科目
森林・自然環境	次の１及び２に掲げる科目 1　森林・自然環境に関する基礎 2　森林環境科学（森林政策及び林業動向を含む。）、森林資源科学（森林立地及び森林保護を含む。）、森林生物生産科学（森林経営・育林技術・森林工学）、砂防学基礎、砂防工学、流域管理、造園学原論・造園材料、造園計画（自然公園）、造園計画（都市公園）、木材特性・木質構造、木材加工・材質改良及び木材成分利用（特用林産を含む。）のうち、受験者の選択する３科目

専門試験（記述式）

（試験の区分）	（出題分野）
政治・国際	政治学、行政学、憲法、国際関係、国際法及び公共政策のうち、受験者の選択する３科目（国際関係又は公共政策を含む選択をする場合にあっては、２科目又は３科目）
法律	憲法、行政法、民法、国際法及び公共政策のうち、受験者の選択する３科目
経済	次の１及び２に掲げる科目 1　経済理論 2　財政学、経済政策及び公共政策のうち、受験者の選択する２科目
人間科学	心理学に関連する領域、教育学、福祉及び社会学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域並びに社会学に関連する領域のうち、受験者の選択する２領域（心理学に関連する領域を含む選択をする場合にあっては、１領域又は２領域）
工学	受験者の選択する次の１又は２のいずれかに掲げる科目 1　計測工学、制御工学、情報工学（ハードウェア）、情報工学（ソフトウェア）、電磁気学・電気回路、電気機器、電力工学、電子工学、通信工学、信頼性工学、材料力学、機械力学、流体力学、熱力学・熱機関、航空工学、構造力学（土木）、土質力学、水理学、土木計画、環境工学（土木）・衛生工学、材料工学（材料科学）、材料工学（金属材料）、材料工学（無機材料）、原子力工学（原子核・放射線）、原子力工学（原子炉・核燃料サイクル）、船舶海洋工学（流体）及び船舶海洋工学（構造）のうち、受験者の選択する２科目 2　建築設計及び都市設計のうち、受験者の選択する１科目
数理科学・物理・地球科学	代数、幾何、解析、確率・統計、情報科学、数学モデル、経営工学（経営数学・生産管理・品質管理）、古典物理学、現代物理学（物性物理学を含む。）、地球物理学及び地質学
化学・生物・薬学	物理化学、無機化学、有機化学、分析化学、化学工学、薬化学、薬理学、薬剤学、食品学、土壌肥料学・農薬、生化学、分子生物学・生物工学、応用微生物学、発生生物学、生理学、細胞生物学（形態学を含む。）、遺伝学及び生態学（動物行動学を含む。）
農業科学・水産	作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、農業資源経済学、農業経営学、食料政策・農業政策、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学・家畜栄養学・飼料学・家畜管理学、漁業学、水産資源学、水産海洋学、水産環境保全、水産生物学、増養殖学、水産化学及び水産利用学のうち、受験者の選択する２科目
農業農村工学	設計・施工、農業水利学、土地改良、農村計画学、農村環境整備、公共経済学、生物生産機械工学、食料機械工学・生物生産施設工学及び環境調節工学のうち、受験者の選択する２科目
森林・自然環境	森林科学に関する基礎、国土保全に関する基礎、自然環境・公園緑地に関する基礎及び木材等林産物に関する基礎のうち、受験者の選択する１科目

平成28年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成28年４月１日　人事院事務総長　永長　正士

1　試験の名称　平成28年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）

2　試験の区分　行政（次項に掲げる地域試験に区分する。）、電気・電子・情報、機械、土木、建築、物理、化学、農学、農業農村工学及び林学

3　対象官職　定型的な事務をその職務とする係員の官職その他の係員の官職（総合職試験及び専門職試験の対象官職を除く。）

（試験の区分「行政」については、次に掲げるそれぞれの地域試験に対応する地域の範囲内に所在する官署又は行政執行法人の事務所に属する官職。ただし、本省庁に属する官職については、人事院規則８―12第９条第４項の規定により、当該本省庁が所在する地域以外の地域に係る地域試験の結果に基づいて作成された名簿からも採用される。）

（地域試験）	（地域の範囲）
行政北海道地域	北海道
行政東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
行政関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
行政東海北陸地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
行政近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
行政中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
行政四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
行政九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
行政沖縄地域	沖縄県

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として下記の俸給月額を支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）	
行政職俸給表㈠	１級25号俸	176,700円
専門行政職俸給表	１級９号俸	177,300円
公安職俸給表㈠	２級13号俸	205,200円
公安職俸給表㈡	１級21号俸	200,800円
研究職俸給表	１級25号俸	181,500円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。